

# 身を守る「避難行動」できますか？

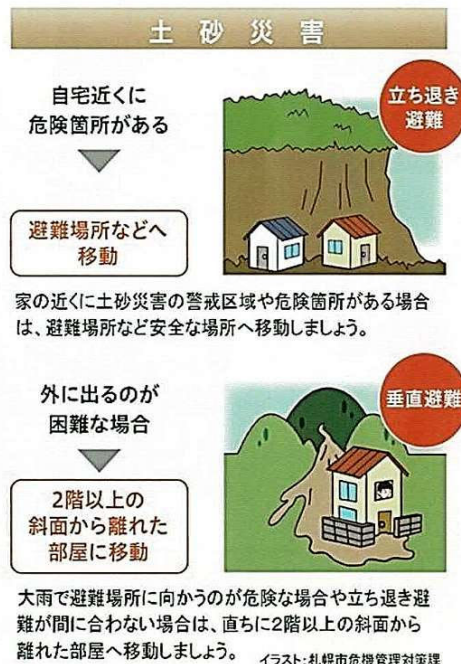
毎年、自然災害で多くの方が被災しています。その原因は避難行動が間違っているためだと思います。自然災害から身を守るための避難行動が重要です。避難行動は、『身の安全を確保するためにとる全ての行動』です。

災害から命を守るためには、自分の地域や身の回りの危険な場所を事前に確認して、いざという時にどのような避難行動をとればよいか日頃から考えておくことが大切です。

あらかじめ指定された避難場所や避難所に避難することが、最善であるとの固定化した避難イメージにより、たとえば夜間や降雨時、あるいは道路が浸水しているような悪条件にもかかわらず自宅から立ち退き避難する途中で、被災している事例もあります。

災害の種類などに応じて、避難行動には、大きく分けて次の2つがあります。

- ・ 立ち退き避難…指定された避難所や安全な場所へ移動する。（水平避難）
- ・ 屋内安全確保…自宅の2階など屋内の安全な場所へ移動する。（垂直避難）



出典:久留米市 HP から引用

## 被災事例

- 東日本大震災津波によって壊滅的な被害を受けた石巻市の小学校 (2011年)



(想定外の津波)

- 鬼怒川洪水によって被害を受けた (2015年)



(逃げ遅れ)

## 避難行動の違い

避難は地域や災害によって様々なため、

最終的には自分はその判断をしなければならないケースがほとんどです。「避難はこうしなければいけない」という画一的なものではなく、命が助かれればそれが正しい避難となります。避難に失敗する原因は、おおむね次の3点に集約されます。

- ① 避難するかどうか、いつ避難するか (避難の要否やタイミング間違い)
- ② どこに避難するか (避難先の違い)
- ③ どのように避難するか (避難経路や手段の違い)



※ まちがえれば、『命』がなくなる

ハザードマップなどで自分の置かれている状況にわずかでも危険があると考えられる場合、また各方面から危険を伝える情報があった場合には、直ちに安全な場所に避難する。

避難判断ができない時は、

「とにかく逃げる」こと

自分で行動できる人は、被害を受けない。

# 「安全な場所」も用途によって様々

災害時に避難する**安全な場所**として、「避難所」と「避難場所」の2種類あり、それぞれの用途は、緊迫した災害の危険から逃げるための**緊急避難場所**と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための**避難所**が明確に区分されています。

## ① 指定避難所（四日市市指定）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった**住民等を一時的に滞在させる施設**です。



避難所



洪水



土砂災害



地震



津波・高潮

洪水時は、市民センター2階、小学校2～3階、あさけプラザ2～4階が使用可能です。



大矢知地区市民センター



大矢知興譲小学校体育館



あさけプラザ体育館



私立暁小学校体育館

## ② 緊急避難所（四日市市が認定した自治会等避難所）

近隣住民が緊急的に避難する施設（指定避難所と同じ）で**地元自治会が開設する施設**です。



避難所



津波・高潮



洪水



川北ふれあいセンター



松寺集会所（洪水不可）

## ③ 指定緊急避難場所（四日市市指定避難場所）

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその**危険から逃げるための場所**です。



緊急避難場所



大矢知興譲小学校運動場



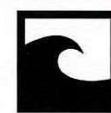
私立暁小学校運動場



土砂災害



火災



津波・高潮（暁小学校不可）

## ④ 津波避難ビル（四日市市指定避難場所）

津波が発生した場合住民等の命を守るために**緊急的に避難する場所**です。



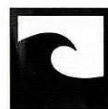
津波避難ビル



あさけプラザ館内4階



私立暁小学校校舎3階



津波



プレスボ四日市富田屋上駐車場

※ 緊急避難は「避難場所に行くこと」ではなく、災害を避けて安全な場所に行くこと。つまり、① 避難場所への立ち退き避難、② 近隣の安全な場所への立ち退き避難、③ 屋内安全確保、のすべてが緊急避難です。